

社会福祉法人 遊佐厚生会 役員等報酬支給規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人遊佐厚生会（以下「法人」という。）の役員（理事及び監事）、評議員、委員（評議員選任・解任委員、苦情処理委員及び入所検討委員）（以下「役員等」という。）に支給する報酬及び賞与等（以下「報酬等」という。）について定めるものとする。

(常勤及び非常勤役員等の定義)

第2条 常勤役員等とは、理事長、常務理事、及び当法人の職員を兼務する理事をいい、非常勤役員等とはそれ以外の者をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員等には、勤務形態に応じて次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員等については、報酬、賞与、通勤手当を支給する。
- (2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬、交通費を支給することとし、賞与は支給しない。

(職員給与との併給)

第4条 当法人の職員を兼務し、職員給与を支給している役員等に対しては、本規程に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

(常勤役員等の報酬額の算定方法)

第5条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第1に定める額
- (2) 賞与については、別表第2に定める額
- (3) 通勤手当については職員給与支給規程第11条の規定に準ずる額
- (4) 常勤役員等が職務のため出張をしたときは、役員等の費用弁償及び旅費の支給に関する規程に基づき旅費を支給する。

(非常勤役員等の報酬額の算定方法)

第6条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第3に定める額
- (2) 非常勤役員等が職務のため旅行し、または会議等に出席したときは、役員等の費用弁償及び旅費の支給に関する規程に基づき、交通費等の旅費を支給する。

(報酬等の支給方法)

第7条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬及び通勤手当については、毎月21日とする。ただし、その日が休日（国民の祝

祭日)、日曜日、または土曜日にあたるときは、その前日に繰り上げて支給するものとする。

(2) 賞与については、職員給与支給規程第33条の規定に準ずる支給時期及び支給方法とする。

(3) 前1号及び2号の報酬等は、常勤役員等が指定した銀行もしくはその他の金融機関の、本人名義の預・貯金口座へ振り込むことによって支払う。

2 非常勤役員等に対する報酬等は、会議等に参加した都度、支給する。

3 報酬等は法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から控除を依頼され、報酬等からの控除が妥当と認められたものを控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第8条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤役員等が退任し、または解任された場合は、その日までの報酬を、前日までの報酬額に基づき支給する。

3 月の中途における就任、退任、または解任の場合の報酬額については、当該月の現日数から勤務を要しない日の日数を差し引いた日数を基礎として、日割り計算を行う。

4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合は、その月までの報酬を支給し日割り計算は行わない。

(端数の処理)

第9条 前条により、計算金額に1円未満の端数が生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(公表)

第10条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第12条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めるものとする。

附 則 (平成29年度規程第1号)

1 この規程は、平成29年7月1日から施行する。

2 「社会福祉法人遊佐厚生会役員等報酬支給規程(平成28年度規程第1号)」は、平成29年6月30日をもって廃止する。

附 則 (令和6年度規程第4号)

この規程は、令和6年6月1日から施行する。

別表第1 (常勤役員等の報酬)

役 職 名	報 酬 の 額	
理事長	月 額	150,000円
常務理事	月 額	315,000円
職員兼務理事	第4条の規定により報酬の支給なし	

別表第2 (常勤役員等の賞与)

賞 与 名	賞 与 の 額
夏季賞与 年末賞与	報酬月額に、各事業期の業績等を考慮して理事会で決定された月数を乗じてもとめた額

別表第3 (非常勤役員等の報酬)

(1) 理 事

項 目	報 酬 の 額	
理事会等会議への出席	日 額	10,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	日 額	10,000円

(2) 監 事

項 目	報 酬 の 額	
社会福祉法人遊佐厚生会監査細則において実施する監査への出席	日 額	20,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	日 額	10,000円

(3) 評議員

項 目	報 酬 の 額	
評議員会への出席	日 額	10,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	日 額	10,000円

(4) 評議員選任・解任委員、苦情処理委員、入所検討委員

項 目	報 酬 の 額	
委員会等会議への出席	日 額	6,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	日 額	6,000円